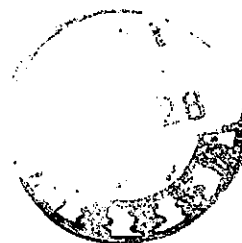


三田市長 殿
福祉共生部 障害福祉課 御中



人工鼻の日常生活用具給付認定に関する要望書

2020年4月23日
〒104-0033
東京都中央区新川1-3-17-2階
株式会社アトスメディカルジャパン
TEL 03-4589-2830

下記のとおり、喉頭摘出者用医療機器「人工鼻」および関連製品の障害者日常生活用具給付認定をご検討頂きたく、要望いたします。

1. 要望の趣旨

弊社製品のユーザー様である無喉頭者は喉頭がん、下咽頭がん、食道がん、甲状腺がんなどの頭頸部のがんにより命と引き換えに声帯を含む喉頭摘出手術を受け、喉元を開いた永久気管孔から呼吸をしております。その結果、鼻に空気が通りにくく、本来鼻が持っている「吸い込む空気の加温・加湿」と、「空気中の塵埃侵入防止」という機能が大きく低下しました。

この機能を「人工鼻」という医療機器を使用することによって補うことができます。この人工鼻を「アドヒーズ・ブ」というシールや喉頭摘出者用カニューレに装着して永久気管孔に取り付けることによって、健常者に近い状態を取り戻すことができると言われており、喉頭摘出者の中には日常生活において人工鼻を必要不可欠とする人たちがいます。これらの製品は使い捨ての消耗品であり、一ヶ月に2~3万円の購入費用がかかります。喉頭摘出手術を受けた方は60代以上が中心で年金生活を送っている方も多く、経済的負担が非常に重くなっています。必要としながらも使用を諦め、咳や痰に悩まされて日常生活に支障をきたしている方がいます。

こうした状況を受けて、一部の市区町村では喉頭摘出者用人工鼻および関連製品を障害者日常生活用具として認めてくださっており、これにより受給者は一定額の助成のもと人工鼻を日常的に使用することで快適な生活を取り戻しています。しかし現在三田市では、人工鼻が日常生活用具給付として認定されていないため、三田市にお住まいの喉頭摘出者は給付を受けられず、人工鼻使用の経済的負担が重くのしかかっています。人工鼻は前述のとおり、喉頭摘出者にとって必要とされる物ですので、日常生活用具給付の助成によって、必要十分な製品数量をまかなえるよう配慮されうべきと考えます。

2. 要望内容

2020年4月現在、44都道府県358か所の市区町村において喉頭摘出者用人工鼻および関連製品が障害者日常生活用具として認められています。三田市におきましても人工鼻および関連製品を日常生活用具給付の対象品目として認定して頂くことを要望いたします。

以上

本要望に対するお問い合わせと回答につきましては、下記の連絡先までお願い申し上げます。

株式会社アトスメディカルジャパン カスタマーサポート部 三田市 担当者

宛